

最近、他県において、犯罪行為及び行政書士法違反行為が行われ新聞等にとりあげられていますので、皆様も充分ご留意の上、業務に勤しんで下さい。

日行連【会長声明】 会員逮捕に関する会長声明

令和3年8月5日、栃木県行政書士会の会員が、探偵業者からの依頼を受け、職務上請求書の不正使用により他人の戸籍謄本や住民票の写しを不正に取得したとして、住民基本台帳法、戸籍法違反及び行政書士法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

これが事実であれば、人権侵害にもつながる極めて重大な不正行為であり、大変遺憾であります。行政書士制度に対する国民の信頭を大きく裏切るものであり、決して許されるものではありません。

当会としましては、会員が逮捕された事態を重く受け止め、一層の会員への指導を行い、再発防止に努めてまいります。

令和3年8月5日

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

日行連【会長声明】 会員逮捕に関する会長声明

令和3年8月13日、東京都行政書士会の会員が、人材派遣会社社長等と共謀し、虚偽の書類を東京出入国在留管理局に提出し、外国人の在留期間を不正に延長させるなどした疑いで、出入国管理及び難民認定法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

これが事実であれば、国の外国人施策に関わる国家資格者としての信頼を大きく裏切る行為であり、誠に遺憾です。

当会として、会員の度重なる逮捕報道を真摯に受け止め、あらためて会員の指導を強化徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

令和3年8月13日

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊